

事務連絡
令和元年12月18日

県所管
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{障害福祉サービス事業所・施設} \\ \text{障害児支援事業所・施設} \\ (\text{いずれも訪問系を除く。}) \end{array} \right\}$$
 管理者各位

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

**障害福祉サービス事業所等の非常用自家発電設備に係る整備の
令和元年度国補正予算に係る協議の募集について（通知）**

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和元年度補正予算において、社会福祉施設等施設整備費（国庫補助）により入所施設等の非常用自家発電設備の整備の補助が実施される見込みとなっております。

つきましては、活用を希望される事業所等におかれましては、別紙を御確認いただき、期日までに必要書類を御提出くださるようお願いいたします。

なお、国及び県の予算措置状況によっては不採択となる可能性もあることを、御承知おきください。

また、非常に短期間で全ての書類を揃える必要があることから、工事の実施可能性と法人予算等についてよく御検討ください。

回答期日： 令和元年12月26日（木）16時まで

※ 補助協議の対象は工事を伴うもので施設に固着するものに限ります。

（備品購入は補助対象外）

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{問合せ先} \\ \text{施設指導グループ 長澤・岸} \\ \text{電話 045-210-4724} \\ \text{ファクシミリ 045-201-2051} \end{array} \right\}$$

(別紙)

《留意事項》

- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金のスキームで行う。
(負担割合 国：1/2 県：1/4 事業者：1/4)
 - ※ 県の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる可能性もありますので、御注意ください。
 - ※ また、営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して、交付額を算定していくことになりますので、御注意ください。
- 整備区分は「大規模修繕」として扱う。
- 本事業の対象事業は、法人において、令和元度予算で対応が可能で、次年度前半を目途に県の完成検査までが終了予定の事業（流れは、原則年度内に[施設から県への協議→県から国へ協議→国から県への内示→施設から県への交付申請→(県の補正予算成立後)県の交付決定→工事契約]になる。）とする。
- 県の交付決定前に事業着手（契約）したものは、国庫補助の内示があった場合でも、本事業の対象外となる。
- 本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

《提出書類》

- 次の様式に、必要事項を記載してください。
- 今回の回答後、別添「協議書類一覧・チェック表」に記載している書類を**令和2年1月7日（火）**までに記載・御提出いただき、書類修正は**令和2年1月8日（水）**までに対応いただく必要があります。
- 詳細については、次の URL リンク先に掲載している資料をよく御確認いただき、書類作成のための事務量や財産処分に係る制限等も踏まえて御検討いただきますよう、お願ひいたします。

URL → <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f531667/index.html>

【作成する様式】

- 1 様式第7号（大規模修繕及びプリンクラー設備等整備計画協議書（全体計画分））
- 2 様式第7号別紙（別紙一大規模修繕及びプリンクラー設備等整備）
- 3 補助対象外経費チェックリスト
- 4 工事費費目別内訳表（見積2社とも作成すること。）

- 5 整備の必要性と整備の内容について
 - 6 見積書（2社から徴し、双方を提出すること。）⇒PDF ファイルにすること。
基準価格は補助対象外工事費や補助対象外経費を除いた価格を比較し、低い方の価格とする。
 - ※ 本件見積書は参考見積のため、業者選定には当たらない。
 - ※ 2社が間に合わない場合、1社分のみ提出し、2社目は令和2年1月7日（火）の提出でも可
 - 7 協議対象設備等のパンフレット ⇒PDF ファイル又は写真データにすること。
- ※ 提出は施設・事業所単位としますが、併設・多機能型は一括していただいて構いません。ただし、グループホームの場合は住居ごとに行うこととします。
- ※ 賃貸等により事業を運営している場合は、貸主や地権者等と必ず相談いただき、工事の許可を得られていることが必要です。
- ※ 市町村の意見書を要することから、協議を希望される法人におかれましては、必ず市町村にお声掛けくださいようお願いします。

《補助対象事業について》

平成 30 年 6 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕の取り扱いについて」に沿ったものであること。

- | |
|---|
| ○回答方法： メールにて送付 |
| ○提出先： (メール) shisetsu-koubo@pref.kanagawa.jp 長澤・岸宛て |
| ○回答期日： 令和元年 12 月 26 日（木） 16 時 00 分 |